

熊本県環境影響評価条例施行規則別表第1の8の項等における「知事が定めるもの」

熊本県環境影響評価条例施行規則別表第1（以下「別表第1」という。）の8の項(2)ア及びイにおける「知事が定めるもの」は、熊本県地下水保全条例（平成2年条例第52号）第33条第1項の規定に基づき作成された「地下水の涵養の促進に関する指針（地下水涵養指針）」（以下「指針」という。）第2の3（1）に掲げる方策による涵養とする。

別表第1の9の項(2)ア及びイ、10の項(2)ア及びイ、11の項(2)ア及びイ、12の項(2)ア及びイ、13の項(2)ア及びイ、15の項(3)ア及びイ並びに(4)ア及びイ並びに20の項(2)ア及びイについても同様とする。

また、上記方策による地下水の涵養量の算定に当たっては、指針別紙「重点地域（熊本地域）における地下水涵養の措置による推定涵養量の算定方法」（以下「指針別紙」という。）に掲げる算定方法を用いる。

ただし、指針別紙に掲げる算定方法の2（2）④及び3については、新たな涵養量が具体的に算定できるものに限る。

なお、事業実施者又は活動実施者が、科学的な調査等を行い、合理的な地下水涵養量を算出した場合はそれを採用することも可能とする。